

## 平成 27 年度化学物質環境実態調査結果の活用状況

平成 29 年 12 月 26 日  
環境保健部環境安全課

平成 27 年度の化学物質環境実態調査の結果は、第 22 回化学物質評価専門委員会の評価を経て、平成 28 年度版の「化学物質と環境」として公表した。

平成 27 年度の初期環境調査及び詳細環境調査の結果概要と要望部署における調査結果の活用状況は、それぞれ別表 1 及び 2 のとおりである。

(別表1)平成27年度初期環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	大気	不検出	0/18	nd	58 ng/m <sup>3</sup>	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」の中で、重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。
[2]	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	大気	検出	3/16	nd ~ 14 ng/m <sup>3</sup>	8.6 ng/m <sup>3</sup>	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」の中で、重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。
[3]	N-エチルアニリン	水質	不検出	0/15	nd	13 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	平成30年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
[4]	2,3-エポキシ-1-プロパノール	大気	不検出	0/16	nd	1,000 ng/m <sup>3</sup>	大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的にを行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。	「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」の中で、重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。
[5]	銀及びその化合物(銀として)	水質	検出	19/21	nd ~ 120 ng/L	0.6 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第16次とりまとめで公表する予定である。
[6]	2,4-ジアミノアニソール	水質	不検出	0/16	nd	160 ng/L	化管法 平成20年の政令改正に伴い第一種指定化学物質に指定したが、排出量が少なく指定の妥当性について検討する必要があるため。	平成30年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[7]	2,4-ジクロロフェノール	水質	検出	2/21	nd ~ 8.3 ng/L	1.9 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	平成 30 年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
[8]	N,N-ジメチルアセトアミド	水質	検出	11/20	nd ~ 73,000 ng/L	14 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第 15 次とりまとめで公表した。
[9]	2,3-ジメチルアニリン	水質	不検出	0/15	nd	12 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在は第二種指定化学物質であるが、これまで実態調査はなされていないため、環境実態調査を行い、その結果によっては指定の見直しを検討するため。	平成 30 年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
[10]	2,3,5,6-テトラクロロ- <i>p</i> -ベンゾキノン	水質	不検出	0/14	nd	180 ng/L	化管法 平成 20 年の政令改正に伴い第一種指定化学物質に指定したが、排出量が少なく指定の妥当性について検討する必要があるため。	平成 30 年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。
[11]	1,2,3-トリメチルベンゼン	水質	検出	2/16	nd ~ 11 ng/L	4.8 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第 15 次とりまとめで公表した。
[12]	N-ニトロソジメチルアミン	大気	検出	12/12	0.17 ~ 380 ng/m <sup>3</sup>	0.017 ng/m <sup>3</sup>	環境リスク初期評価 健康リスク初期評価を行ったところ、ばく露情報が不十分でリスクの判定が行えなかったが、本物質は優先的に評価を行うべきであると指摘されているため。	環境リスク初期評価の再評価に活用する予定。
[13]	ビス(4-アミノシクロヘキシル)メタン (別名:ジアミノジシクロヘキシルメタン)	水質	不検出	0/16	nd	14 ng/L	環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第 15 次とりまとめで公表した。
[14]	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	水質	不検出	0/19	nd	9.7 ng/L	化管法 平成 20 年の政令改正に伴い第一種指定化学物質に指定したが、排出量が少なく指定の妥当性について検討する必要があるため。	平成 30 年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[15]	有機スズ化合物						環境リスク初期評価 化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	
	[15-1] モノブチルスズ化合物	水質	検出	7/23	nd ~ 220 ng/L	4.4 ng/L		環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第16次とりまとめで公表する予定である。
		大気	検出	5/14	nd ~ 16 ng/m <sup>3</sup>	4.7 ng/m <sup>3</sup>		
	[15-2] ジブチルスズ化合物	水質	検出	7/22	nd ~ 160 ng/L	1.7 ng/L		環境リスク初期評価の再評価に活用し、評価結果は第16次とりまとめで公表する予定である。
		大気	不検出	0/14	nd	4.9 ng/m <sup>3</sup>		
	[15-3] ジメチルスズ化合物	水質	検出	6/23	nd ~ 110 ng/L	7.0 ng/L		環境リスク初期評価に活用し、評価結果は第16次とりまとめで公表する予定である。
		大気	検出	1/14	nd ~ 18 ng/m <sup>3</sup>	3.7 ng/m <sup>3</sup>		

(別表2)平成27年度詳細環境調査の結果概要と要望部署における活用状況

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[1]	イソブチルアルデヒド	大気	不検出	0/19	nd	2,200 ng/m <sup>3</sup>	<p>化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p> <p>大気環境 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、化管法に基づき集計された排出量が多く、近年の大気媒体での調査実績もないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、大気における実態を把握することが必要とされたため。</p>	<p>第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。</p> <p>「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」の中で、重点的に情報収集や対策の検討を行うべき物質の優先順位付けに活用する。</p>
[2]	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール	水質	検出	20/20	110 ~ 480 ng/L	54 ng/L	<p>化審法 優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。</p> <p>化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。</p>	<p>第二種特定化学物質への指定の検討にあたり、優先評価化学物質のリスク評価に活用しているところ。</p> <p>平成30年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。</p>
[3]	クロロエタン	水質	検出	9/20	nd ~ 19 ng/L	1.7 ng/L	<p>化管法 化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、現在対象とされていないが一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。</p>	<p>平成30年度に行う化管法見直しの一環として実施予定である、対象物質の見直しの議論に係る基礎資料として活用する予定である。</p>
[4]	3-クロロプロペン (別名: 塩化アリル)	水質	不検出	0/23	nd	1.1 ng/L	<p>環境リスク初期評価 環境リスク初期評価を実施した結果、新たにばく露情報等を収集する必要があると考えられたため。</p>	<p>化学物質審査規制法の優先評価化学物質に指定されたことから、第二種特定化学物質への指定の検討に際し、優先評価化学物質のリスク評価に活用することを予定している。</p>

調査対象番号	物質名	媒体	検出状況	検出頻度(地点)	検出範囲	検出下限値	要望理由	要望部署における調査結果の活用状況
[5]	ジエタノールアミン	水質	検出	淡水域 11/12 海水域 6/11	淡水域 nd ~ 720 ng/L 海水域 nd ~ 1,100 ng/L	淡水域 14 ng/L 海水域 220 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され 第二種特定化学物質への指定を 検討する必要があるが、近年の 調査実績がないことから、環境 残留実態の調査を優先的に行 い、環境中における実態を把握 することが必要とされたため。	第二種特定化学物 質への指定の検討にあたり、優先評価化学 物質のリスク評価に活用しているところ。
[6]	2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール (別名:2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール)	水質	検出	18/21	nd ~ 43 ng/L	6.2 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され 第二種特定化学物質への指定を 検討する必要があるが、近年の 調査実績がないことから、環境 残留実態の調査を優先的に行 い、環境中における実態を把握 することが必要とされたため。	第二種特定化学物 質への指定の検討にあたり、優先評価化学 物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	検出	20/21	nd ~ 32 ng/g-dry	0.37 ng/g-dry		
		生物	検出	11/12	nd ~ 120 ng/g-wet	0.29 ng/g-wet		
[7]	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	水質	検出	20/23	nd ~ 25 ng/L	0.5 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され 第二種特定化学物質への指定を 検討する必要があるが、近年の 調査実績がないことから、環境 残留実態の調査を優先的に行 い、環境中における実態を把握 することが必要とされたため。	第二種特定化学物 質への指定の検討にあたり、優先評価化学 物質のリスク評価に活用しているところ。
		底質	検出	24/24	nd ~ 3.5 ng/g-dry	0.014 ng/g-dry		
[8]	1,5,5-トリメチル-1-シクロヘキセン-3-オン (別名:イソホロン)	水質	検出	10/21	nd ~ 53 ng/L	7.8 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検 討を加えるに当たり、現在対象と されていないが一定の有害性が 認められる物質について、その 環境残留状況を確認するため。	平成 30 年度に行う 化管法見直しの一環 として実施予定であ る、対象物質の見直し の議論に係る基礎資 料として活用する予定 である。
[9]	ヒドラジン	水質	検出	20/21	nd ~ 14 ng/L	0.41 ng/L	化審法 優先評価化学物質に指定され 第二種特定化学物質への指定を 検討する必要があるが、近年の 調査実績がないことから、環境 残留実態の調査を優先的に行 い、環境中における実態を把握 することが必要とされたため。	第二種特定化学物 質への指定の検討にあたり、優先評価化学 物質のリスク評価に活用しているところ。
[10]	1-ブタノール	水質	不検出	0/19	nd	160 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検 討を加えるに当たり、現在対象と されていないが一定の有害性が 認められる物質について、その 環境残留状況を確認するため。	平成 30 年度に行う 化管法見直しの一環 として実施予定であ る、対象物質の見直し の議論に係る基礎資 料として活用する予定 である。
[11]	メチルエチルケトン	水質	検出	20/20	50 ~ 1,300 ng/L	8.1 ng/L	化管法 化管法の施行状況について検 討を加えるに当たり、現在対象と されていないが一定の有害性が 認められる物質について、その 環境残留状況を確認するため。	平成 30 年度に行う 化管法見直しの一環 として実施予定であ る、対象物質の見直し の議論に係る基礎資 料として活用する予定 である。